

平成26年度 第2回市民参加及び協働推進委員会会議録

○日 時 平成26年7月23日(水) 午後7時00分～8時50分

○場 所 市役所2階 市長公室

○出席者

・委員 岩田 仁委員長、高橋 さかえ副委員長、
有賀 輝彦委員、遠藤 義輝委員、高橋 良枝委員
野崎 義文委員、三木 ともね委員、吉田 紀子委員、
吉原 智博委員

・事務局 協働推進課：谷口課長、寶田副課長、水口主査

○欠席者 五十嵐 洋太委員

○傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 題
(1) 協議事項 自治基本条例の解説修正について
①前回の協議事項の確認
・第1章から第2章を事務局から、資料4-②、資料5に基づいて説明
事務局：前回の会議においては、解説修正案の意見はなかったが、庁内委員会では意見 がでたので、併せて確認をお願いする。また、条例の運用に関する提言につ いては、解説文とは別に「運用のポイント」として載せ、市民それぞれの環 境や立場を考慮した言い回しにした。資料5については、協議済みのものは 赤文字、修正案のものは青文字で記載した。
○第2・3・4・5条
委員の意見はなし
○第6条(市民の権利)
委 員：「市民の権利に関連する取組み」を挙げる箇所では、誰に対しての条例と載 せるより、条例や計画などの名称をそのまま載せたほうが、解説文になじむ。
委 員：条例の名称に「男女」や「子ども」などがついている場合でも、市民全体に 関係するものである。
○第7条(市民の責務)
委 員：運用のポイントに、子どものまちづくりについてのことが①④にあるが、内

容が似ているのでひとつにまとめたほうがわかりやすい。

委員：運用のポイントの部分に「子ども」「事業者」があるが、「市民」のことも加えたほうが良いのではないか。

委員：「市民」については、解説で理解できると思う。

委員長：第6条のように、条文に関連した「市の主な取組み」を載せたほうが、市民は条文の具体性や市政を身近なものとして感じられる。よりわかりやすい解説書を目指したい。また、他県では小学校で自治基本条例を学んでいるところもあると聞いた。子ども時分に学んでいると、大人になって市政への関心が高まると思うので、子どもの取組については十分に載せるとよい。

○第4章 第8条（市議会の責務）

委員：近頃の報道では自分勝手な行動をして国民に迷惑をかける国会議員が目立つので、それを防ぐためにも、市議会議員の責務を解説文に加えたほうがよいのではないか。

委員：良識のある議員の政治活動を制限することがないように、運用のポイントの冒頭に「議員は、責務を果たすために精力的に活動する義務がある」ことを加えたらよい。

○第9条（市の責務）

委員：条文の内容の順序に従って、運用のポイントでは、最初に、市民参加の取組について、次に市の取組について、次に市民の取組についてとしたほうが自然である。

○第11条（市職員の責務）

委員の意見はなし

○第12条（市民参加手続）

委員：運用のポイント2行目、「市民のチェックをすることが大切です」とあるが、「市民もチェックすることが大切です」が適切である。

○第13条（市民意見提出手続）

委員：解説に加筆した部分の中に、「都市計画法」「都市計画案」という言葉が重複しているため読みにくいので、簡潔にしたほうが読みやすい。

委員：「都市計画法 第16条」の条文の前に「参考」を表記したほうが読み手にわかりやすい。

○第15条（市民参加及び協働の推進）

委員：運用のポイントは、NPO団体の育成・支援を取り上げているが、条文にも解説文にもNPO団体のことが記されていないので、不自然に感じる。

委員：町会などと並んで活動する団体は、さまざまにありNPO団体だけではない。ボランティア団体や市民活動団体も取り上げたほうが自然である。

委員：「市民」を構成する団体のひとつにNPO団体があることを考慮して、文章にするとよい。

委員：庁内委員会の意見で出たようであるが、その趣旨が見えてこないので文章がなじまないのではないか。

委員長：ここでは、地域コミュニティについて加えたほうがよいと感じる。

事務局：庁内委員会で協議する。

○第17条（自主的なまちづくり活動の促進）

委員：運用のポイント①4行目「情報提供を可能な限り行うところですが、」
とあるが、「情報提供を可能な限り行います。ただし、・・・」が適切である。

委員長：本日の協議はここまでとし、次回、これまでの確認と第18条から第29
条までの協議を進める。

4. 次回の会議について

平成26年9月24日（水） 午後7時から

5. 閉 会 高橋さかえ副委員長